**令和●年度瀬戸内市災害時避難行動要支援者**

収　入

印　紙

**個別避難計画作成業務委託契約書**

委託者瀬戸内市(以下「甲」という。)と受託者

(以下「乙」という。)とは、災害時避難行動要支援者個別避難計画作成業務(以下「業務」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託内容）

第１条　甲は、本契約書により、災害時避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に関する業務を委託し、乙はこれを受託する。

２　乙はこの契約書に定めるもののほか、甲が別に定める「災害時避難行動要支援者個別避難計画作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（契約期限）

第２条　本契約の期限は、契約締結日の翌日から令和●年３月３１日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、個別避難計画作成１件につき７，０００円を上限とし、以下の表のとおり区分する（すべて、消費税及び地方消費税を含む）。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の内容 | 委託料の区分 |
| 新規の個別避難計画を作成したとき（対象者と近隣住民（親族を除く）等の支援者及び福祉サービス事業者等が、災害時に避難するときの支援方法等について連絡調整する会議（以下「地域調整会議」という。）の実施を含む） | ７，０００円／件 |
| 市に地域調整会議を依頼し、新規の個別避難計画を作成したとき | ４，０００円／件 |
| 地域調整会議に出席したとき | 　１，５００円／件 |

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除する。

（権利義務譲渡等の制限）

第５条　乙は、本契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

（報告の徴取等）

第７条　甲は、乙に対し、業務の実施状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

２　乙は、甲から、前項の報告若しくは資料の提出を求められたときは、速やかに報告若しくは資料を提出する、又は甲の指示に応じるものと

　する。

（完了届）

第８条　乙は、業務の完了後、速やかに作成した「個別避難計画（その他関連書類を含む）」及び完了届を甲に提出するものとする。

（審査）

第９条　甲は、乙から「個別避難計画」を作成した対象者名、件数等を記載した完了届及び作成された「個別避難計画」の原本を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を乙に通知するものとする。

２　甲は、審査の結果、提出された完了届及び「個別避難計画」の原本の内容に、補正すべき事項があったときは、乙にその旨を通知し、期日を定めて、乙に再提出をさせることができる。なお、再提出に要する費用は乙の負担とする。

（委託料の請求）

第10条　乙は、甲から、審査の結果合格した旨の通知を受けた後でなければ、委託料を請求することができない。

２　乙は、完了届に記載された「個別避難計画」の作成数に第３条に定める委託料を乗じた額を請求することができる。

（委託料の支払）

第11条　甲は、乙から、委託料の請求があったときは、当該請求内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（事故発生時の措置）

第12条　乙は、業務の実施に関して事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、甲にその状況を直ちに報告し、その指示を受けるものとする。

（個人情報の保護）

第13条　乙は、業務を実施するにあたり、「個人情報取扱特記事項（別記）」を遵守しなければならない。

（損害賠償責任）

第14条　乙は、業務の実施（個人情報の漏洩等を含む。）に関して、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議のうえ定める。

（契約の解除等）

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙が、この契約に定める業務を履行しないとき。

（2）業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。

（3）乙が、仕様書の４に該当する者でなくなったとき。

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その責めを負わないものとする。

３　乙は、前項の規定により契約が解除された場合には、当該契約が解除された日までに行った業務にかかる一切の書類を、甲に提出しなければならない。

（協議）

第16条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を所有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　委託者（甲）　住　所　 　 岡山県瀬戸内市邑久町尾張３００－１

氏　名　 　瀬戸内市長　　武　久　顕　也　 印

　　　　　　　　　　　受託者（乙）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印